

第114期 中間決算公告

2023年12月27日

福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号

株式会社 西日本シティ銀行

代表取締役 村上 英之

中間貸借対照表（2023年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,534,600	預 渡 性 預 金	9,990,121
コ 一 ル 口 一 ネ ン	145,000	譲 受 金	240,944
特 定 取 引 資 産	3	コ 一 ル マ ネ 一	632,296
金 銭 の 信 託	11,706	売 現 先 勘 定	293,554
有 価 証 券	1,821,404	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	423,517
貸 出 金	8,872,751	借 用 金	1,436,234
外 国 為 替	11,493	外 国 為 替	385
そ の 他 資 産	86,737	信 託 勘 定 借 金	5,549
そ の 他 の 資 産	86,737	そ の 他 負 債	44,661
有 形 固 定 資 産	110,863	未 払 法 人 税 等	5,286
無 形 固 定 資 産	4,406	リ 一 ス 債 務	135
前 払 年 金 費 用	26,880	資 産 除 去 債 務	959
繰 延 税 金 資 産	6,417	そ の 他 の 負 債	38,279
支 払 承 諾 見 返	17,696	退 職 給 付 引 当 金	213
貸 倒 引 当 金	△35,601	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	477
投 資 損 失 引 当 金	△440	偶 発 損 失 引 当 金	1,169
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	14,376
		支 払 承 諾	17,696
		負 債 の 部 合 計	13,101,200
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	85,745
		資 本 剰 余 金	85,684
		資 本 準 備 金	85,684
		利 益 剰 余 金	304,844
		利 益 準 備 金	61
		そ の 他 利 益 剰 余 金	304,783
		圧 縮 積 立 金	1
		繰 越 利 益 剰 余 金	304,781
		株 主 資 本 合 計	476,274
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,807
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,129
		土 地 再 評 価 差 額 金	29,507
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	36,445
		純 資 産 の 部 合 計	512,719
資 产 の 部 合 計	13,613,919	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,613,919

中間損益計算書

2023年4月1日から

2023年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	77,561
資 産 運 用 収 益	53,930
(う ち 貸 出 金 利 息)	(39,417)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(13,466)
信 託 報 酬	0
役 務 取 引 等 収 益	14,578
特 定 取 引 収 益	1
そ の 他 業 務 収 益	1,639
そ の 他 経 常 収 益	7,411
経 常 費 用	59,228
資 金 調 達 費 用	12,689
(う ち 預 金 利 息)	(244)
役 務 取 引 等 費 用	8,042
そ の 他 業 務 費 用	1,232
當 業 経 費	34,914
そ の 他 経 常 費 用	2,350
経 常 利 益	18,333
特 別 利 益	32
特 別 損 失	204
税 引 前 中 間 純 利 益	18,161
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,366
法 人 税 等 調 整 額	△154
法 人 税 等 合 計	5,211
中 間 純 利 益	12,950

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しています。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っています。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しています。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 8,878 百万円です。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しています。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しています。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が 2008 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

8. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としています。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額としています。なお、返金可能性がある役務取引等収益については、返金負債を計上し、当該金額を収益から控除しています。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っています。ヘッジの有効性評価の方法については、ヘッジ会計に関する運営ルールに則り、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えています。このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えています。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。以下「業種別委員会実務指針第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバートリードの基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っています。

10. グループ通算制度の適用

当行は、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスを通算親法人とするグループ通算制度を適用しています。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかではない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しています。但し、投資信託の期中収益分配金が全体で損となる場合は、その金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しています。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症による影響は、当事業年度（2024年3月期）も継続し、特に貸出金等の信用リスクに一定の影響を与えるとの仮定を置いています。

この仮定については、前事業年度（2023年3月期）の業務報告書の（重要な会計上の見積り）に記載した内容から重要な変更はありません。

なお、当該仮定は不確実なものであり、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済活動への影響が変化した場合には、当事業年度以降の財務諸表において貸倒引当金が増減する可能性があります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 2,769 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	21,184 百万円
危険債権額	88,099 百万円
三月以上延滞債権額	3,025 百万円
貸出条件緩和債権額	25,049 百万円
合計額	137,359 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は15,200百万円です。

4. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金	33 百万円
有価証券	1,206,277 百万円
貸出金	1,412,271 百万円

担保資産に対応する債務

預金	12,079 百万円
売現先勘定	293,554 百万円
債券貸借取引受入担保金	423,517 百万円
借用金	1,436,107 百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,148百万円を差し入れています。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産には、保証金1,926百万円及び金融商品等差入担保金47,220百万円が含まれています。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,972,119百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,874,833百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める近隣の地価公示法（1969年公布法律第49号）及び同条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 65,090百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は18,826百万円です。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託5,549百万円です。

10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、12.81%です。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益6,949百万円を含んでいます。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,476百万円を含んでいます。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません。（注1）参照。また、現金預け金、コールローン、譲渡性預金、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券（＊1）	— 1,803,323	— 1,803,323	— —
(2) 貸出金 貸倒引当金（＊2）	8,872,751 △35,353	8,837,398	28,329
資産計	10,640,721	10,669,050	28,329
(1) 預金 (2) 借用金	9,990,121 1,436,234	9,990,166 1,407,963	44 △28,270
負債計	11,426,355	11,398,129	△28,225
デリバティブ取引（＊3） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(10) (3,414)	(10) (3,414)	— —
デリバティブ取引計	(3,424)	(3,424)	—

（＊1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しています。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	13,613
組合出資金（*3）	4,468

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）当中間会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っています。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	450,118	493,798	—	943,917
社債	—	118,289	19,195	137,485
住宅ローン担保証券	—	49,681	—	49,681
株式	112,746	—	—	112,746
その他	144,592	399,626	9,584	553,803
デリバティブ取引				
金利関連	—	2,061	—	2,061
通貨関連	—	2,892	—	2,892
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
資産計	707,456	1,066,350	28,780	1,802,587
デリバティブ取引				
金利関連	—	349	—	349
通貨関連	—	8,029	—	8,029
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
負債計	—	8,378	—	8,378

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれていません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間貸借対照表計上額は4,680百万円です。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	評価・換算差額等に計上(*1)					
4,650	—	32	△3	—	—	4,680	—

(*1) 中間貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の有価証券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	8,865,727	8,865,727
資産計	—	—	8,865,727	8,865,727
預金	—	9,990,166	—	9,990,166
借用金	—	1,407,963	—	1,407,963
負債計	—	11,398,129	—	11,398,129

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しています。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しています。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しています。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としています。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。当該時価はレベル3の時価に分類しています。

負債

預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しています。割引率は、市場金利を用いています。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。当該時価はレベル2の時価に分類しています。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しています。このうち、変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。当該時価はレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しています。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等です。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っています。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しています。

(注2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	信用格付別デフォルト率 信用格付別保全率	0.03% - 1.89% 4.95% - 75.66%	0.06% 37.93%
優先出資証券	現在価値技法	信用格付別デフォルト率 信用格付別保全率	0.03% 31.46%	0.03% 31.46%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年9月30日)

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	評価・換算差額等に計上(*1)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	18,048	—	△44	1,192	—	—	19,195	—
優先出資証券	9,611	—	△26	—	—	—	9,584	—

(*1) 中間貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行のマニュアルにおいて時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿ってバック部門が時価を算定しています。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されています。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債等の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、当行内で算出した格付別のデフォルト率と保全率です。デフォルト率は、一定の期間内に貸出先からの返済が滞る、すなわちデフォルト（債務不履行）状態に陥ってしまう確率を表したものであり、このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（2023年9月30日現在）

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年9月30日現在）

市場価格のあるものは該当ありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	30
関連法人等株式	330

3. その他有価証券（2023年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	108,339	36,349	71,989
	債券	73,688	73,282	405
	国債	23,109	23,047	61
	地方債	5,885	5,885	0
	社債	44,693	44,350	343
	その他	94,662	73,218	21,443
	外国債券	5,992	5,952	39
	その他	88,669	67,266	21,403
	小計	276,689	182,851	93,838
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,407	5,032	△625
	債券	1,057,396	1,099,366	△41,970
	国債	427,009	460,944	△33,935
	地方債	487,913	492,917	△5,004
	社債	142,473	145,504	△3,030
	その他	464,830	508,853	△44,022
	外国債券	410,653	452,004	△41,351
	その他	54,177	56,848	△2,671
	小計	1,526,633	1,613,252	△86,619
合計		1,803,323	1,796,103	7,219

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外については、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当中間期における減損処理額は、株式 72 百万円です。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が 50%以上の銘柄は全て、また同下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性があると認められるもの以外について実施しています。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2023年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,995	2

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2023年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	6,710	6,710	—	—	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	11,166 百万円
退職給付引当金	525
減価償却の償却超過額	1,974
その他	5,625
繰延税金資産小計	19,291
評価性引当額	△6,408
繰延税金資産合計	12,882

繰延税金負債

固定資産圧縮積立額	△0
会社分割に伴う有価証券評価損等	△22
退職給付信託設定益	△3,179
資産除去債務	△95
譲渡損益調整勘定	△1,259
その他有価証券評価差額金	△1,411
その他	△495
繰延税金負債合計	△6,465
繰延税金資産の純額	6,417 百万円

(持分法損益等)

関連会社に対する投資の金額	330 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	834 百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	23 百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当中間会計期間
役務取引等収益	12,997
うち預金・貸出業務	5,651
うち為替業務	3,472
うち証券関連業務	1,475
うち代理業務	1,087
役務取引等収益以外の経常収益	1
顧客との契約から生じる経常収益	12,999
上記以外の経常収益	64,562
外部顧客に対する経常収益	77,561

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	657 円 40 銭
1株当たりの中間純利益	16 円 60 銭

信託財産残高表（2023年9月30日現在）

(単位：百万円)

資 产	金 额	负 債	金 额
銀 行 勘 定 貸	5,549	金 錢 信 託	5,549
合 計	5,549	合 計	5,549

(注) 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりです。

金錢信託

(単位：百万円)

資 产	金 额	负 債	金 额
銀 行 勘 定 貸	5,549	元 本	5,549
計	5,549	計	5,549